

会 議 録

附属機関又は会議体の名称		豊島区住宅対策審議会(第73回)	
事務局(担当課)		都市整備部住宅・マンション課	
開催日時		令和8年2月19日(木)午後4時00分～5時02分	
開催場所		議員協議会室(本庁舎8階)	
出席者	委員	<学識経験者> 定行まり子(会長)、佐々木誠、加藤仁美、篠原みち子、井本佐保里、宮崎肇、小池武次、村田勝利、田中治 <区議会議員> 高橋佳代子、原田たかき、松下創一郎、磯一昭、儀武さとる、川瀬さなえ <区民> 田中嘉夫、栗林知絵子、伊藤博和、田中秀忠 (敬称略)	
	その他	都市整備部長、都市計画課長、都市再生担当課長、子ども家庭部長、企画課長、地域まちづくり課長、建築課長、福祉部長、福祉総務課長、自立支援担当課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、子育て支援課長、子ども若者課長、環境政策課長、障害福祉課長、政策経営部長、環境清掃部長	
	事務局	住宅・マンション課	
公開の可否		公開・非公開・一部非公開	傍聴人数 0人
非公開・一部公開の場合は、その理由			
会議次第		1. 開会 2. 出欠確認 資料確認 3. 資料説明 4. 質疑応答 5. その他 6. 閉会	

審 議 経 過

No.1

●住宅・マンション課長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより第73回豊島区住宅対策審議会を開催させていただきます。皆様にはご多用のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。この住宅対策審議会の事務局を務めております、住宅マンション課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席状況ですが、本日の住宅対策審議会につきましては、豊島区住宅基本条例第18条第11項の規定に定める定足数を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、議題に入る前ですが、新しく委員に就任された方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。豊島区民生委員・児童委員協議会会長でございます。前会長の退任に伴い、2月1日付で本審議会の委員としてご就任いただきました。それでは、一言ご挨拶をお願いいたします。

●委員

ただいまご紹介にあずかりました、豊島区民生委員・児童委員協議会会長でございます。よろしくお願いいたします。

●住宅・マンション課長

ありがとうございました。それでは、審議会の議事の方に移りたいと思います。会長、進行につきまして、よろしくお願い申し上げます。

●会長

それでは、まず傍聴についてお聞きますが、本日傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

●住宅・マンション課長

本日はいらっしゃいません。

●会長

分かりました。それでは、本日の議事に移りたいと思います。事務局よろしくお願い申し上げます。

●住宅・マンション課長

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。次第の下段に、事前送付資料として委員名簿、資料1「住宅マスタープランの進行管理表修正案」がございます。こちらは差し替えがありまして、本日は差し替えたものをお配りさせていただいております。続いて資料2「住宅施策に関する組織改正」、資料3「令和8年度新規拡充事業」、資料4「区営住宅等再整備事業の進捗報告」という資料となっておりますが、資料の過不足等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の進行ですが、まず本日の会議録について説明させていただきます。会議録の記載事項のうち、審議経過につきましては発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現になります。また、事務局及び区側出席者につきましては職名となります。会議終了後、事務局でまとめまして、皆様にご確認いただいた上で、ホームページで公開をしてみたいと考えております。

また、本日のマイクの使用方法ですが、ご発言される方は、マイクに「発言」というスイッチがありますので、そちらを押してお話いただき、終わりましたら、もう一度スイッチを押して切ってくださいようお願いいたします。事務局からは以上となります。

●会長

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。議事の進行ですが、まず内容について、事務局より説明いただきます。その後、皆さんに質疑をいただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●住宅・マンション課長

それでは、議事の議題に入りたいと思います。「住宅マスタープラン進行管理表の指標について」となります。資料1をお取り出しいただければと思います。

こちら「住宅マスタープラン進行管理総括表【現行】」と1枚目となっておりますが、こちらは昨年

7月に開催いたしました住宅審議会で進捗状況としてお示しした総括表になっております。

その際、基本計画が変わったことについて、意識調査の項目が変わって減ってしまったと報告させていただきましたが、当日のご意見などを反映し、また事務局の方で適当な指標はないか検討を重ね、2ページ目の【修正案】を案として本日提出させていただきました。改めて、基本目標1、2、3のそれぞれについて、指標となる数値を表し進捗を図っていければと思っております。

あわせて基本目標3につきましては、「マンションの町会加入率」というところを、赤字になっていますが「管理計画認定制度マンションの登録件数」に改めさせていただければと思います。

まず基本目標1の部分ですが、地域コミュニティが充実しているという視点の指標として、『地域活動のための施設やスペースがあり、子供から高齢者までの多様な世代が交流している』について肯定的な回答をする区民の割合」、こちらを新たな基本目標1にしたいと考えております。

続いて基本目標2になりますが、『現在住んでいる地域に住み続けたい』について肯定的な回答をする区民の割合」です。こちらは住み続けたいという思いに十分かなうような良質な民間住宅のストックが十分あるかというところで、この指標とさせていただきたいと考えております。基本目標3につきましては、これまでのものと同じになっております。

続いて3ページ目が、基本目標3についての分野別シートです。【現行】は昨年7月にお示したものです。その時の成果指標は「マンション管理状況届出書の届出をしている分譲マンションの町会加入率」でした。それを今回「管理計画認定制度マンションの登録件数」に変更させていただければと考えております。マンションの町会加入率については前回も議論があり、マンション以外の加入率はどうなっているのかという話もございました。事務局としてもそういった数字があるのか確認しましたが、具体的な統計はないということで、町会加入率というよりも、マンション自体がしっかり管理されているかという認定制度、それを認定している制度でありますし、豊島区オリジナルの認定基準として、町会と良好なコミュニティ形成をマンションがしているかという部分が認定の要素の一つに入っております。そういった意味で、こちらの管理計画認定マンションの登録件数が多い方が、地域とのコミュニケーションも良好に取れていると判断し、こちらの指標にさせていただきたいと考えております。

大変雑駁ではございますが、議題1についての資料説明は以上となります。

●会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、皆様のご意見、ご質問をいただきたいと思っております。意外と指標というのは大事かと思っておりますので、ここについてご質問などをいただきたいと思っております。いかがでしょうか。では、委員、お願いいたします

●委員

説明いただきました基本目標3の指標を変える点について、新しく加える指標はいいと思うのですが、前にあった分譲マンションの町会加入率は、分譲マンションがないからなくすというのも少し不思議な感じがします。データがないのは仕方がないと思いますが、分譲マンションの町会加入率というのはなくす必要はないのではないかと、あってもいいのではないかとと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

●会長

いかがでしょうか。お願いします。

●住宅・マンション課長

ありがとうございます。分譲マンションの加入率自体はあるのですが、こちらの数字がなかなか上がっていかないというところで、管理状況の届出を行っているマンションの町会加入率というものを表してきていたわけですが、管理状況の届出を出しているところはそれなりに管理について関心があり、町会活動などもしている傾向がありますが、今まで提出していないところに提出を求めると、どうしても管理が手薄であったり、地域コミュニティとのつながりが少ないマンションが追加されるという傾向があり、そういった意味で減ってきていたという実態もございます。

とはいえ、例えば指標としてはこちらを使わせていただくのですが、その傾向を見るというところで、この分野別シートの方には、これまで通りマンションの町会加入率を残したまま表示をすることによってよろしいか、お諮りしたいと思います。

●委員

残っているのであればいいと思います。指標をなくしてしまうと、分譲マンションは町会に加入しなくていいのか、というような逆のメッセージにならないといいなと思いました。いいと思います。

●会長

ありがとうございます。きちんと記載されていることが皆さんに分かるようにしておいていただければと思います。そのほかございますか。では、委員お願いします。

●委員

今の点ですが、最高裁の判例も、管理組合が町会に入ることは特に否定していません。そう考えると、逆に豊島区の方で、管理組合としてその塊として町会に入るようなことをしていけないといけないと思いますし、このままだと恐らく町会に入るマンションなり個人なりがどんどん減っていくと思っており、そこは何か考えないといけないのではないかと感じました。

マンションは孤立しているわけではなく地域の中にあります。都の「とどまるマンション」という考え方がどこまでやっているのかあまりよく分かりませんが、水害や地震、複合災害が予想される中で、地域との連携がないと人の命は守れない状況になってきている。そうした懸念がありますので、何か考え方を考えていただいて、マンションも地域の中にあるからこそマンションが役立っている面もあるし、中心になるのだということを考えていかないといけないと思いました。

●会長

お願いいたします。

●住宅・マンション課長

確かに、つながりが少ないという点は課題であると区も町会も思っているところがあります。現在、住宅課だけでなく、町会担当の区民活動推進課、防災担当の防災危機管理課と協議し、マンションと町会がつながる機会を、一度だけでなく複数回持てるような形で場を設定することができないか検討しております。

また、後ほど出てまいります。住宅・マンション課の方で「マンション防災」について新たに新規拡充事業として実施しようと考えております。こちらはマンション内のコミュニティ、それと地域とのつながりを作っていくということでも進めていきたいと考えておりますので、そういった形で進められればと考えております。

●会長

ありがとうございます。では、委員お願いします。

●委員

まず基本目標3の「管理計画認定制度マンションの登録件数」とあるのは、おそらく「率」とか「割合」の誤植だと思いますが、それは些末なことですのでいいとして、令和7年度の1.4%というのは、私には非常に低い数字に見えます。この辺りは何か理由を把握されていたりするのでしょうか。

●会長

よろしく申し上げます。

●住宅・マンション課長

この管理計画認定制度ですが、基準値にあります令和5年度に新たにできた制度になります。管理組合にすると、認定を受けるまでになかなかハードルが高いということで進んでいない状況があります。国の方では10%台にしたいという目標を掲げておりますので、区の方でも、今は1.43%ですが、少なくとも10%台に乗せていくような形で、マンションの方の支援をしていきたいと考えているところです。

●会長

ほかにかがでしょうか。

●委員

今の点ですが、管理計画認定制度をきちんとやっていただかないと、結局管理不全マンションがどんどん増えていく可能性も出てくると思うんですね。そうすると、場合によっては自治体を取り壊しなど、いろいろなことをやらなければいけない状況になってくる。結局それは住民の税金にかかってくることになるので、ここはしっかりアピールをして、できるだけ頑張っていただくことが必要にな

ると思いますし、そうでないと結局自分たちで取り壊しの費用も集められないというようなことにもなるので、ここはすごく重要なところだと思いました。

●会長

お願いいたします。

●住宅・マンション課長

説明が不足していて申し訳ございません。管理不全になるようなマンションについては、管理状況の届出というもので把握させていただいております。今回の認定制度は、平均レベル以上の管理をやっていますというマンションを認定する制度になっており、マンション価値の上昇などに資する制度ということで導入されております。当然、管理不全にならないための管理状況の届出については必須としてつなげていく。さらに、良質な管理ができているマンションの管理計画認定制度、こちらの方も進めていきたいというものでございます。

●会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。パーセントが低いものだけが出てくると、評価になかなかつながりにくいかなと思ったりもしますが、皆様のご意見が出ましたので、いろいろなところに反映していただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。こちらについては、これでお認めいただけるかいただきたい。ほかにご異議などありますか。よろしいでしょうか。

では、これは今回の変更をお認めいただいたことにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは次、報告の方に入りたいと思います。報告1ですが、「住宅施策に関する組織改正及び令和8年度新規拡充事業」について、自立支援担当課長より説明があります。よろしくお願いいたします。

●自立支援担当課長

自立支援担当課長でございます。現在、私の部署は住まいに関する相談窓口を担っております。どうぞよろしくお願いいたします。資料2をご覧くださいければと思います。

まず、豊島区の住宅施策に関する現状及び課題になります。現在、豊島区の住宅施策においては、豊島区都市基本計画及び住宅マスタープランに基づきまして、高齢者世帯、子育て世帯など、住宅にお困りの方を対象に包括的な支援を進めております。

しかしながら、今後の高齢者人口の増加や、本区の地域性による一人暮らし高齢者の割合の高さに対応するため、福祉部間の連携をより充実させ、現場の意見や状況を迅速に反映した福祉的な支援を強化した住宅施策を推進する必要があると考えております。

続いて、下の本区における今後の住宅政策における方向性になります。先ほど述べさせていただいた現状や課題を解決するため、今後は基本計画の中で福祉施策を中心とした方向性である「住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化」、また住宅プランにおける三つの基本目標の一つである「福祉の要素が強い住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいづくり」を強化し、福祉的支援を重点的に展開していく予定になっております。

具体的な方針としては、記載の通り三つございます。一つ目が低所得者を対象とした「福祉」を基軸とすること。二つ目においては、区の特長である単身高齢者への住宅施策の強化。三つ目につきましては、子育てしやすい環境整備。これらの方針を踏まえ、令和8年度については住宅に関する組織改正及び機能強化を行いたいと考えています。

続いて、次のページをご覧ください。令和8年度の住宅に関する組織改正の概要になります。左が令和7年度、右が令和8年度の組織体制になります。

主な変更点としては、福祉部にある住まいに関する相談受付を担う「入居相談グループ」と、都市整備部にある居住支援法人などとの連携体制を整備する「居住支援グループ」を統合いたします。また、都市整備部にある公営住宅等の管理を行う「住宅管理グループ」についても、福祉部に移管する形を取っております。

こうしたことで、相談から居住支援法人と連携した入居支援、安心住まいやセーフティネット住宅などの民間賃貸住宅の供給促進など、公営住宅に住んでいる方への福祉的支援の強化、福祉現場の意見や状況を迅速に反映した福祉施策を実施することが可能となります。一番右の課の名称についても、

自立支援担当課長から「くらし・居住支援課」に変更となります。

また、右側に赤字で黄色く塗りつぶした部分ですが、機能強化として「住まい相談支援員」を新設する予定です。この住まい相談支援員については、1人では住まい探しが難しい方に対して、居住支援法人等と連携して住まい探しの実地同行や入居後の見守りなど、居住支援を推進します。

続いて、次のページをご覧ください。令和8年度に新設する「くらし・居住支援課」の全体像になります。

流れとしては、住まいに関するご相談があった場合、まず居住支援グループで相談受付を行い、居住支援法人や不動産事業者の紹介、家賃助成や公営住宅を含む各種物件の案内などを行います。

また、居住支援グループによる不動産事業者の紹介や情報提供では、住まい探しが困難な相談者が一定数いることから、「くらし・しごと相談支援センター」へ新たに配置します住まい相談支援員が、居住支援法人や不動産事業者と連携し、入居前にはアウトリーチや同行支援、入居後には見守り支援を行います。こうした支援を行うことでスムーズな住まい探しを実現するほか、生活課題がある方が安心して生活できることはもちろん、家主の抱える孤独死等のリスクを軽減することで、冒頭でご説明いたしました、今後の方向性である基本計画の「住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制」を強化することができると考えております。

資料2の説明については以上になります。

●会長

ご説明について、追加がありましたらお願いいたします。

●住宅・マンション課長

続いて資料3「令和8年度新規拡充事業」について、説明させていただきます。

まず一つ目が「居住サポート住宅供給促進事業」になります。こちらは昨年10月から居住サポート住宅が、いわゆるセーフティネット法の改正により創設されました。こちらについて区でも本格的に予算をつけて、4月以降取り組んでいきたいと考えております。また、既存のセーフティネット専用住宅につきましても補助額をこれまでの4万円から5万円へ増額し、セーフティネット専用住宅・居住サポート住宅共に家賃低廉化補助を1万円増額しております。

2ページ目に「セーフティネット専用住宅」と「居住サポート住宅」の比較をつけております。

従来のセーフティネット専用住宅は特段のサポートなしとなっておりましたが、居住サポート住宅では、要援助者として必ずサポートをつける方が入るものを専用住宅、サポートについて任意で入りたい方については非専用住宅として言われます。原則、認定保証事業者が引き受けまして、審査により入居できないというリスクは解消されております。

入居中のサポートにつきましても、居住支援法人等がオーナーと一緒に居住サポート住宅の運営を担いまして、毎日の見守り、月に一度の対面での見守り、そして必要な際には福祉のサービスへつなぐという活動を行っていくものになっております。こちらについて補助の増額と新規事業として始めるというところです。

続いて次のページ、「マンション防災対策支援事業」です。こちらは全く新しい事業になります。マンションの課題である「二つの古い」、建物の老朽化と居住者の高齢化が同時に進み、管理の困難化や災害対応力への懸念がされております。耐震的には問題なくても、共助体制などに課題があると考えております。

来年度始める事業としては、普及啓発のリーフレットを作成し、把握している全分譲マンションにお送りして周知啓発を行います。オンライン上のアンケートもつけまして、実態や困りごとを把握したいと考えております。その内容や窓口相談から、防災アドバイザーが必要なマンションには、マンション管理士などを派遣していきたいと考えております。これにより「在宅避難」の実現や、地域とのコミュニティの活性化、適正管理力の向上を進めていきたいと考えております。来年の新規拡充事業については以上となります。

●会長

ありがとうございました。自立支援担当課長と住宅・マンション課長のお二人から説明いただきましたが、最初の住宅施策の基本的な考え方、大きく変わるという点について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。委員、お願いします。

●委員

会長のご意向に反して横断的な話になってしまいますが、住宅施策の方向性は福祉だけではなく、ストックの確保や、住宅マスタープランにある「良質な住宅ストックの形成」「愛着と誇りを持てる住環境の創出」という部分もあるかと思えます。今回の今後の方向性において、マスタープランの基本目標2、3の部分をあまりカバーしていないような気がしており、福祉的な部分に関してはいいと思うのですが、全体的な考え方として少し違和感があります。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

●住宅・マンション課長

ありがとうございました。確かにそうですね。この資料は福祉の方に移管するところを主眼に作った資料ですので、こうした表現になっております。組織改正の図にある通り、住宅マスタープランや住宅ストックの部分については、引き続き住宅・マンション課で担当させていただきます。基本目標1については主に福祉、基本目標2と3については住宅・マンション課で担当し、おろそかにするものではございません。

●委員

今回は組織改正と新規事業の報告ですので、方向性を大きく変えるものではないとは思いますが、区内の地価が非常に高い中で子供3人目を持つとしても住宅がないといった事情もありますし、ストックをどう確保していくかという視点もぜひ持っていただければなと思っています。

●住宅・マンション課長

居住支援というソフト部分は福祉部に行きますが、引き続き「くらし・居住支援課」と「住宅・マンション課」は連携しながら施策を進めてまいります。

●会長

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

●委員

ご説明ありがとうございました。窓口が一元化されることで支援もしやすくなると思いますが、新しく設置される「住まい相談支援員」の方の役割について、これまで社会福祉協議会もかなり見守りや同行をされてきたと思いますが、その組織との連携や役割分担はどうイメージされているのでしょうか。

●自立支援担当課長

住まい相談支援員は、社会福祉協議会が兼務する形を取る予定です。社協の相談員は生活全般に関する支援の知識や経験を有しているため、住まいに関する課題にも幅広く対応できると考えています。兼務することで住宅施策に関しても包括的な支援につなげていけると考えております。

●委員

住宅の相談件数が非常に多くなっている中で、兼務という体制でこなせるのでしょうか。個別に配置するのかと思っていましたが。

●自立支援担当課長

令和8年度については兼務で業務を行います。生活全般を総合的に支援することで他部署との連携も充実すると考えておりますので、まずはこの体制で進めていきます。

●委員

住宅相談は非常に増えており、家賃が高くてニーズと合わず転出されるファミリー世代も多く、相談内容も深刻です。しっかり一人一人時間をかけて相談に乗るためにも、体制については今後見極めて検討いただきたいと思えます。

●委員

家賃の話ですが、行政書士として無料相談を担当している感覚でも、去年の初めぐらいから家賃の値上げ交渉に関する相談が多くなっているイメージがあります。想定以上に件数が多いかもしれないという情報提供でした。

●委員

私がいるNPOでも居住支援を何年かやってきましたが、本当に兼務でできるのか不安があります。物件探しや手続き、ライフラインの手配などが一人でできない方を支援するわけですし、2年経てば更新手続きもあります。兼務でちゃんと成果を出せるのか、相談員の方が疲弊しないか心配です。

●自立支援担当課長

まず相談支援を受けるのは居住支援グループです。その中で不動産会社に一人で行けなかったり、契約行為ができないという方に絞って「住まい相談支援員」に繋いで同行支援などを行うこととなりますので、令和8年度については兼務体制でやっていると考えております。

●委員

新規拡充事業についてお聞きします。セーフティネット専用住宅は区内に何戸あるのか、家賃補助を受けていた人数はどうか、お答えいただけますでしょうか。

●住宅・マンション課長

令和8年1月31日時点で67戸あり、そのうち36戸で家賃低廉化補助を行っている状況です。

●委員

居住サポート住宅については現在何戸確保されているのでしょうか。

●住宅・マンション課長

現在のところ、区内ではゼロ件になっております。

●委員

去年の10月から始まって現在はゼロと。年間でどのくらい確保しようとしているのでしょうか。

●住宅・マンション課長

令和8年度は少なくとも5戸の居住サポート住宅を認定したいと考えております。

●委員

本当にこれでは後退しているのではないかとも思います。最近、78歳の方から「身元引受人がいなければ退去してください」と言われたという相談を受けました。新しい制度になれば、こうした方も入居できるのでしょうか。

●住宅・マンション課長

居住サポート住宅の入居者については、原則として国が認定する保証事業者が保証を引き受けることになっておりますので、そうしたリスクが解消されることになります。

●委員

豊島区に認定業者は何件あり、どうすればすぐ分かるのでしょうか。

●事務局

認定家賃債務保証業者は、地域ごとではなく国が全国単位で認定するものです。現時点の認定件数については別途確認いたします。

●住宅・マンション課長

今後調査し、ホームページや相談窓口ですぐご紹介できる体制を取っていきたいと考えます。

●会長

それでは次の報告、区営住宅等再整備事業についてお願いいたします。

●住宅・マンション課長

区営住宅等再整備事業の進捗状況について報告します。プロポーザルを実施し受託候補者が決定されました。改築する区営住宅は千早四丁目アパート2号棟、千川二丁目アパート、要町三丁目アパートの3棟で、令和8年度から14年度にかけて改築を行います。

一括して区で買い取る方式で、住戸数を増やすとともに単身世帯向けも準備します。つつじ苑の入居者も順次こちらに移転いただく予定です。プロポーザルには3事業者から応募があり、1社に絞り4月の契約締結に向けて詳細を詰めている段階です。建物の構造が各社で異なっていたのが特徴的でした。

●委員

概算費用はどの程度でしょうか。

●住宅・マンション課長

3棟の改築と移転支援の上限額として30億4,800万円余で公募しております。

●会長

住戸数は分かれますか。

●住宅・マンション課長

つつじ苑からの移転者を含め、全体として3棟合わせてプラス10戸程度増えるような形で進めたいと考えております。

●委員

用途地域の調整などはできなかったのでしょうか。

●住宅・マンション課長

今回は、今の用途地域の中で最大限活用できるものということで検討してきたところでございます。

●委員

3棟一括でプロポーザルを行ったメリットは何でしょうか。

●住宅・マンション課長

事業者のコストカットが期待できる点と、建築と入居支援を一緒にやることでスムーズなスケジュール管理ができる点がメリットです。

●委員

入居後の支援体制はどうなるのでしょうか。

●住宅・マンション課長

ICTでの見守りや、集会所を活用した団地内コミュニティを活性化する仕組みを作っていきたいと考えております。

●委員

現状のつつじ苑の支援体制と比べた変化はどうでしょうか。

●住宅・マンション課長

現状よりは見劣りする部分があるかと思いますが、そこを人のつながりでカバーしていければと考えております。

●会長

時間になりました。何か他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の内容は以上となります。最後に事務局から事務連絡等をよろしくお願ひいたします。

●事務局

事務連絡の前に認定家賃債務保証業者について補足です。国交省HPでは昨年12月末時点で全国6社となっております。

●住宅・マンション課長

私も1点補足です。住宅マスタープランの指標について、3月中旬に令和5年住宅・土地統計調査の詳細データが公表されますので、次回の審議会で新たな数字でお知らせできるかと思ひます。それでは、本日の内容については以上となります。

追加のご意見がある場合は、2月27日までに事務局までメールをいただければと思ひます。次回の審議会は令和8年7月頃を予定しております。本日はありがとうございました。

●会長 それでは、閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 5時02分閉会)

※ 審議経過の記載が2頁以上にいたる場合は、右肩にNo.を付す。

会議の結果	
提出された資料等	
その他	